

# 最低制限価格及び低入札価格調査基準価格についての運用

制 定 平成21年 6月19日

最終改正 平成26年 4月 1日

東北町が発注する建設工事及び建設関連業務の入札において、最低制限価格及び低入札価格調査基準価格については、下記のとおり取り扱うものとする。

## 記

### 1、建設工事における最低制限価格制度及び低入札価格調査制度の導入

#### (1)対象工事

最低制限価格制度＝原則として入札に付するすべての工事。

低入札価格調査制度＝入札に付する工事のうち最低制限価格制度以外のものとする。

#### (2)算定方式

最低制限価格及び低入札価格調査基準価格の算定方式

直接工事費の95パーセントの額

共通仮設費の90パーセントの額

現場管理費の80パーセントの額

一般管理費の55パーセントの額

上記の額の合計額に消費税相当額を加算した額とする。

ただし、上限を設計額の90パーセント、下限を設計額の70パーセントとする。

なお、特別なものについては、この計算にかかわらず70パーセントとする。

#### (3) 端数処理について

各工事費目に一定率を乗じた額に1円未満の端数がある場合は当該端数を切り捨てる。

なお、割合については小数点第3位を四捨五入する。

#### (4)その他

##### ①直接工事費

「直接工事費」には、「直接工事費」のほか「直接製作費」、「機器費」、「処分費等」を含むものとする。

##### ②共通仮設費

「共通仮設費」には、「共通仮設費」のほか「間接労務費」を含むものとする。

##### ③現場管理費

「現場管理費」には、「現場管理費」のほか「工場管理費」、「据付間接費」、「設計技術費」を含むものとする。

※上記により判断しがたい費目については、設計図書(建築・営繕工事等にあつては、数量公開における種目別内訳書及び科目別内訳書)において取扱いを明示することとする。

## 2、建設関連業務における最低制限価格制度の導入

### (1)対象業務

最低制限価格制度＝原則として入札に付するすべての建設関連業務。

### (2)算定方式

#### 最低制限価格の算定方式

#### ① 測量業務

直接測量費の額

測量調査費の額

諸経費の40パーセントの額

上記の額の合計額に消費税相当額を加算した額とする。

ただし、上限を設計額の80パーセント、下限を設計額の60パーセントとする。

#### ② 建築関係建設コンサルタント業務

直接人件費の額

特別経費の額

技術料等経費の60パーセントの額

諸経費の60パーセントの額

上記の額の合計額に消費税相当額を加算した額とする。

ただし、上限を設計額の80パーセント、下限を設計額の60パーセントとする。

#### ③ 土木関係建設コンサルタント業務

直接人件費の額

直接経費の額

その他原価の90パーセントの額

一般管理費等の30パーセントの額

上記の額の合計額に消費税相当額を加算した額とする。

ただし、上限を設計額の80パーセント、下限を設計額の60パーセントとする。

#### ④ 地質調査業務

直接調査費の額

間接調査費の90パーセントの額

解析等調査業務費の75パーセントの額

諸経費の40パーセントの額

上記の額の合計額に消費税相当額を加算した額とする。

ただし、上限を設計額の80パーセント、下限を設計額の60パーセントとする。

#### ⑤ 補償関係コンサルタント業務

直接人件費の額

直接経費の額

その他原価の90パーセントの額

一般管理費等の30パーセントの額

上記の額の合計額に消費税相当額を加算した額とする。

ただし、上限を設計額の80パーセント、下限を設計額の60パーセントとする。

#### ⑥ ①～⑤以外の特別なものについては、この計算にかかわらず60パーセントとする。

(3) 端数処理について

各業務費目に一定率を乗じた額に1円未満の端数がある場合は当該端数を切り捨てる。  
なお、割合については小数点第3位を四捨五入する。

附 則

この運用は、平成21年6月19日から施行する。

平成22年5月1日一部改正

平成25年4月1日一部改正

平成26年4月1日一部改正

※この運用の適用は、平成26年4月1日以降に入札通知及び公告するものに適用する。

平成26年4月1日一部改正に伴う対比表

1、建設工事	改正後	改正前	
一般管理費等の額	一般管理費等の額の55パーセントの額	一般管理費等の額の30パーセントの額	1-(2)